別添様式

年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

障害者雇用状況計算書兼現況届出書

①障害者数が５人以上の要件

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)計算基準日 | (2)身体障害者数（常用） | (3)身体障害者数（短時間） | (4)知的障害者数（常用） | (5)知的障害者数（短時間） | (6)精神障害者数（常用） | (7)精神障害者数（短時間） |
| 　年　月　日 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

②労働者数における障害者数の占める割合が百分の二十以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (8)常用・短時間労働者数計 | (9)障害者数(2)～(7)の和５人以上が要件 | (10) 労働者数における障害者数の占める割合(9)÷(8) |
| 人 | 人 | ％ |

③障害者数のうちに重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者数を合計し

　た数の割合が百分の三十以上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (11)重度身体障害者数 | (12)知的障害者数(4)＋(5) | (13)精神障害者数(6)＋(7) | 　　(14）障害者数のうちに重度身体障害者、　　知的障害者又は精神障害者である労働者数を合計し　　た数の割合 ｛(11)＋(12)＋(13)｝÷(9) |
| 人 | 人 | 人 | ％ |

【記入要領】

（１）計算基準日

　　　新規で認定を受ける前月の１日付としてください。

　　　例：４月１日付で認定を受ける場合には、３月１日が計算基準日です。

（２）常用労働者数（週３０時間以上）

　　　１週間の所定労働時間が３０時間以上の労働者で過去１年間を超えて雇用され

　　る者になります。

（３）短時間労働者（週２０時間以上３０時間未満）

　　　１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者で過去１年間を超

　　えて雇用される者になります。

（４）障害者の定義

　　ア　身体障害者

　　　　障害者雇用促進法第２条第２号に規定しています。

　　　　身体障害者　障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があ

　　　るものをいう。

　　イ　重度身体障害者

　　　　障害者雇用促進法第２条第３号に規定しています。

　　　　重度身体障害者　身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労

　　　働省令で定めるものをいう。

　　ウ　知的障害者

　　　　障害者雇用促進法第２条第４号に規定しています。

　　　　知的障害者　障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定める

　　　ものをいう。

　　エ　精神障害者

　　　　障害者雇用促進法第３７条第２項に規定しています。

　　　　**２**　この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象

　　　　　障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神

　　　　　障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第４５条第２項

　　　　　の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。

○**【障害者雇用促進法　第二条第二号別表】→身体障害者の定義**

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの
　イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者について

　　は、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
　ロ　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
　ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
　二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
　イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
　ロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
　ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
　ニ　平衡機能の著しい障害
三　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
　イ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
　ロ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
四　次に掲げる肢体不自由
　イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
　ロ　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以

　　上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
　ハ　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
　ニ　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能

　　の著しい障害で、永続するもの
　ホ　両下肢のすべての指を欠くもの
　ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上

　 であると認められる障害
五　心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常

　生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

**○【障害者雇用促進法施行規則　第一条　別表第一】→重度身体障害者の定義**

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの
　イ　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常があ

　　る者については、矯正視力によつて測つたものをいう。）が〇・〇三以下のもの又は視

　　力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
　ロ　周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中

　　心視野角度（Ⅰ／二視標による。）が二八度以下のもの
　ハ　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
二　次に掲げる聴覚の障害で永続するもの
　　両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの
三　次に掲げる肢体不自由
　イ　両上肢の機能の著しい障害で永続するもの
　ロ　両上肢のすべての指を欠くもの
　ハ　一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの
　ニ　一上肢の機能を全廃したもの
　ホ　両下肢の機能の著しい障害で永続するもの
　ヘ　両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの
　ト　体幹の機能の障害で永続するものにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの
　チ　体幹の機能の障害で永続するものにより立ち上がることが困難なもの
　リ　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢の機能の障害で、不随意運動・失調等に

　　より上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
　ヌ　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障害で、不随意運動・失調等によ

　　り歩行が極度に制限されるもの
四　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害で、永続し、

　かつ、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる

　免疫の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が極度に制限されるもの又は肝臓の機能の

　障害で、永続し、かつ、日常生活活動が極度に制限されるもの
五　前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる身体障害の程度以上であると

　認められる身体障害

**○【障害者雇用促進法施行規則】**→**知的障害者の定義**

**第一条の二**　[法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=335AC0000000123_20200401_501AC0000000036)[第二条第四号](https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=335AC0000000123_20200401_501AC0000000036#Mp-At_2-Pr_1-It_4)の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的

　　障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十

　　七号）[第九条第六項](https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=335AC0000000037_20200401_430AC0000000044#Mp-At_9-Pr_6)に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福

　　祉に関する法律（昭和二十五年[法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=335AC0000000123_20200401_501AC0000000036)律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」とい

　　う。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十

　　九条の障害者職業センター（次条及び第四条の十五第二号において「知的障害者判

　　定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。

（５）雇用割合の算定

　　　障害者雇用状況計算書兼現況届出書に示す①～③の要件をすべて満たす必要が

　　あります。

　　①　障害者数が５人以上の要件

　　　　身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、常用労働者及び短時間労

　　　働者に分けて積算し、その和が５人以上となることが要件です。

　　　　重度身体障害者又は重度知的障害者については、常用労働者については１人

　　　あたり２人で、短時間労働者については、１人で算定してください。（以下同

　　　じです。）

　　②　労働者数における障害者数の占める割合が１００分の２０以上の要件

　　　　労働者数に占める前記①の障害者数の割合が２０％以上となることが要件で

 す。

　　③　障害者数に占める**重度身体障害者数、**知的障害者数及び精神障害者数の和

　　　の割合が１００分の３０以上の要件

　　　　前記①の障害者数に占める**重度身体障害者数、**知的障害者数及び精神障害

　　　者数の和の割合が３０％以上となることが要件です。身体障害者については、

　　　重度のみが対象となりますので、ご注意ください。

あ（６）計算書の記載事項の証明

　　　記載事項については、その事実を証明するに足りる書類（労働者名簿、賃金台帳、各

　　種手帳の写しなど）を合わせてご用意ください。